

鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市かごしま移住就業支援金交付要綱（令和元年鹿屋市告示第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ(イ)中「3か月以上」を削り、同号イ(イ)に次のただし書を加える。

ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

第3条第2号ア(ウ)中「、移住支援金の交付申請時において連続して3か月以上在職し」を削り、同号ア(ウ)に次のただし書を加える。

ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。

第3条第2号イ(イ)中「、申請時において連続して3か月以上在職し」を削り、同号イ(イ)に次のただし書を加える。

ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、移住支援金の申請時において連続して3か月以上在職していること。

第3条第5号ウ中「転入した」を「転入している」に改め、同号エ中「交付」を「移住支援金の」に、「3か月以上1年以下」を「1年以内」に改め、同号エに次のただし書を加える。

ただし、令和5年6月22日以前に転入した場合は、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

附 則

この要綱は、令和5年6月23日から施行する。